

# 令和5年度 第4回三重地方最低賃金審議会議事録

- 1 開催日時 令和5年8月7日（月） 11時05分～12時30分
- 2 開催場所 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎 地下共用会議室
- 3 出席委員  
公益代表 中村 玲子 西川 昇吾 前田 茂樹 三好 正人 安井 広伸  
労働者代表 浅野 啓介 伊藤 由幸 葛山真由美 佐橋 洋一 前田 良彦  
使用者代表 大西 宏弥 栗須百合香 中村 和仁 別所 浩己 山本 正仁

## 4 議題

- (1) 令和5年度三重県最低賃金の改正決定について（報告・答申）
- (2) 三重県特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）
- (3) 特定（産業別）最低賃金の改正決定について（諮問）
- (4) 特定（産業別）最低賃金の改正決定に係る調査審議の進め方について
- (5) その他

## 5 開 会

（指導官）

お待たせいたしました。

只今より、令和5年度第4回三重地方最低賃金審議会を開催させていただきます。  
先ず、出席委員の確認についてでございますが、15名全員のご出席を確認いたしました。

従いまして、最低賃金審議会令第5条第2項の定足数を満たしており有効に成立していることをご報告させていただきます。

それでは議事に入りますが、議事進行は、運営規程により会長が行っていただくことになっておりますので、安井会長よろしく願いいたします。

## 6 議 事

（会 長）

本日は、委員の皆様、お暑い中、またご多用の中、本審議会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

ご案内させていただきました開催時間が、40分も遅れての開催となりましたこと  
をお詫び、申し上げます。

今年は、先週第3回の本審の日以降、専門部会を5回に亘り開催していただき、  
大変厳しい中、熱心に専門部会でご審議をいただきました。

本日は、その報告を受けまして、答申をさせていただくという非常に重要な審議  
会となっております。最後まで慎重にご審議いただきますようよろしくお願いいた  
します。

それでは、令和5年度第4回三重地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

#### (1) 令和5年度三重県最低賃金の改正決定について（報告・答申）

（会 長）

それでは、議事（1）、令和5年度三重県最低賃金の改正決定について、これから、  
専門部会で決議されたところを報告させていただき、皆様にお諮りをするというこ  
ととさせていただきます。

それでは、三好部会長から報告をお願いいたします。

（三好部会長）

三好でございます。よろしくお願いいたします。

先ず、事務局の方から、報告書を読み上げていただきたいと思いますのでよろし  
くお願いいたします。

（指導官）

お配りをした資料の議事次第とは別にお配りをしたものが報告書になりますので、  
そちらを読み上げさせていただきますと思います。

－ 指導官、報告書を読み上げ －

（三好部会長）

はい、ありがとうございます。

それでは、私から経緯等について報告をさせていただきます。

8月1日の第1回専門部会で役員を選出した後、直ぐに金額審議を行いまして、  
労使双方のお考えをお伺いしました。

その後、8月2日、8月3日、8月4日と本日、計5回の専門部会を開催し、金  
額検討を重ねてまいりました。

専門部会では、使用者側からは、現在の三重県の経済状況や中小企業の状況等をお聞かせいただき、また、労働者側からは労働者の生活実態等を反映したご意見を頂戴いたしました。

熱心に金額検討をしていただいた結果、使用者側の反対もありましたが、賛成多数で、現行の三重県最低賃金を40円引上げ、973円といたしました。

専門部会の報告は、以上のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

(会長)

ありがとうございました。

この報告について、何かご質問等があればお伺いしたいと思います。

如何でございますか。よろしいでしょうか。

それでは、専門部会報告書を基にして、委員の皆様にお諮りをし、賛否をいただき、最終的に本審議会の意見として決定させていただくことにいたします。

まず、報告書記載のとおり、現行の三重県最低賃金を40円引上げ、973円の内容で賛成の方、挙手をお願いします。

・賛成 労側 5名 使側 2名 公益 4名

この内容に反対の方は挙手をお願いします。

・反対 労側 0名 使側 3名 公益 0名

採決の結果、賛成多数でございますので、専門部会報告書のとおり決定したいと思います。

それでは、事務局で答申文の準備をお願いいたします。

— 事務局答申文（案）準備 —

— 答申文（案）各委員に配布 —

(会長)

只今、答申文（案）をお手元にお配りをさせていただきました。

答申文（案）を朗読していただき決定をすることにしたいと思いますので、事務局のほうよろしくお願いいたします。

(指導官)

それでは、答申文（案）を読み上げさせていただきます。

— 指導官、答申文（案）を読み上げ —

（指導官）

なお、別紙1及び2につきましては、報告書1と同様になりますので省略させていただきます。

（会長）

はい、ありがとうございました。

只今の答申文（案）について何かご質問等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

特にご質問等がないようでございますので、答申文（案）の（案）を取っていただきまして、このように決定することとし、これを局長に答申させていただきます。

— 会長から局長に答申文を手交 —

（会長）

只今、局長に答申をさせていただきました。

それでは、局長からお言葉をいただけますでしょうか。

（局長）

暑い中、委員の皆様には、本審にご出席していただき賜りありがとうございます。

本年も、大変厳しい状況の中、公労使三者構成により各委員の皆様それぞれのお立場から真摯にご議論をいただきまして、本日、時間額 973 円、答申をいただいたところでございます。

特に専門部会の委員の皆様には8月1日から精力的にご審議をいただき、本当にありがとうございます。

それぞれのお立場で色々なご意見がございますが、全会一致には至りませんでした。しかし、大変意義深いものと思っております。

今後、労働局といたしましても、発効される最低賃金につきまして、しっかりとあらゆる機会に周知を図るとともに、海外情勢、円安などの影響もあり、多くの中小企業は厳しい状況にあることも踏まえ、事業の継続と雇用の維持が図られるよう、各種助成金等支援策を展開することにより、実効性あるきめ細やかな支援を行っていきたいと考えております。

引き続き、お力添えを賜れば大変ありがたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

繰り返しになりますが、委員の皆様方には、大変なご尽力を賜りまして重ねて深く御礼を申し上げます。

どうもありがとうございました。

(会 長)

ありがとうございました。

このあとの流れについて、事務局からご説明いただけますでしょうか。

(室 長)

はい、この後につきましては、答申要旨の公示・異議申出期間の設定等、所要の手続きを進めてまいりたいと思います。

異議申出の締切日は8月22日（火）となります。

仮に申出がありますと、次回、第5回本審におきまして、審議をお願いすることになります。

その審議会の開催は、8月23日（水）午前10時00分から、本会場（地下共用会議室）で開催する予定で考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

なお、順調に進行した場合、改定された三重県最低賃金が9月1日（金）に官報公示されますと、効力発生日は30日を経過した以降の日となることから、10月1日からの発効を予定してございます。

引き続きご協力の程をよろしくお願ひします。

以上でございます。

(会 長)

ありがとうございました。

只今、事務局から説明がありましたとおり、本日の答申を公示いたしますと、それに対して異議申立が提出される可能性がございます。

そうなった場合、第5回本審を8月23日（水）の午前10時から開催し、そこで決議をしなければなりません。

委員の皆様には日程調整をよろしくお願ひします。

それでは労使それぞれ代表の方々からご意見をいただければと思います。

先ず、使用者側委員の方から如何でしょうか。

(中村和仁委員)

使用者側の代表中村でございます。着座にてお話しさせていただきます。

今年の最低賃金の審議というのは、連日猛暑の中、労使双方が様々な意見をもって例年以上に活発に行われたのではないかというふうに思っております。

労働側委員の皆様には、本当に真摯な議論をいただき感謝申し上げたい。また、公益の先生方につきましても、労使双方全会一致となりませんでしたので、隔たりがある中で、着地点を見出していただいたことにつきましては、感謝申し上げます。

とは言いながら、先程、今年度の地域別最低賃金、三重県がプラス 40 円ということで決着をさせていただきました。

本来であれば、先週の金曜日に決着がつくところでありましたが、労使双方に隔たりが埋まらず、今朝も再度延長戦の 5 回目の専門部会を行って、決着をつけたというところでございます。延長になるほどお互いが真剣に議論をした結果というふうを受け止めたいと思います。

今年度の審議につきましては、当初から中央の審議における目安についての説明が、初めてこの審議会で会長のビデオメッセージという形で伝えられるという例年に無いスタートであったかなと思っております。

今回の交渉につきましては、年始早々から政府による全国加重平均 1,000 円という流れ、また、6 月に閣議決定されましたいわゆる骨太の方針の中でもこのことが明記をされるなど、例年以上に政府主導が大きく影響した形となったのかなと思っております。

また、この急激な物価高で、消費者物価も 4% を超える本当に厳しい状況等を踏まえ、また、今季労使交渉においても例年に無い各企業大幅な賃上げが行われたという流れもあって、最低賃金の議論に関しても、特に非正規で働く方々にとっては影響が大きく、金額の額は別としてではございますが、我々使用者側につきましても、当初より最低賃金の引き上げに対しての部分については、理解を示させていただいたと思っております。

一方で、我々使用者側としては、企業活動が、今回上がった労務費も含めてでございしますが、エネルギー、原材料価格等大幅な引き上げで、非常に厳しい経営状態であることは間違いございません。今後も不透明な経済状況が続く中で、この大幅な労務費の引き上げは、企業収益を大幅に圧迫すると予想されます。このような状況であります。当然、雇用を維持することを念頭に、使用者側は頑張っていかなければならないかなと思っております。

また、中央最低賃金審議会の目安に関する小委員会報告でも、結果として本来最低賃金の決定の三要素の内、特に、労働者の生計費を今回は重視した目安額としたということでありました。昨年同様、それ以上に地域の中小企業、小規模者の賃金引上げ実態の三要素の重要なものである、本来我々が言わせていただいている中

小企業、小規模事業者の賃金の支払い状況、支払能力というのは、勘案していただかない大幅な引き上げが示されてことについては、決して納得できるものではありません。先程も申し上げましたように、現在、企業における状況というのは、本当に急激な原材料等の高騰、エネルギー価格、物価の上場、円安、労務費等の高騰、海外情勢も不透明な中、企業活動が一層厳しさを増している。このような状況を総合的に検討した結果、本当に非常に悩みました。本当に今回は悩ましていただいて、非常に苦渋の決断ではありますが、一部賛成、一部反対の意見として結果の方を出させていただきました。その部分は、公益または労働者側も非常に重きを、結果を受け止めていただきたいなというふうに思っております。

これだけの大幅な引き上げによって、何度も申しましたが、特に中小企業零細企業が受ける影響というのは、十分認識をしていただきたいなと。

余談なのですが、毎週日曜日、新聞の折り込みで求人チラシが出ると思うんですが、昨日も見ておまして、私は、伊勢に住んでいるので、伊勢志摩地域の求人が出ていたのですが、実際見ていると 933 円もあれば、935 円という数字で求人を出されている企業もまだまだ非常に多い。

933、935 というのは実際には支払能力を超えた限界ではあるが、法律という部分があるので、苦渋の決断で出している数字の中で、今回のこの 973 円に引きあがるという部分については、非常に影響が大きいなというふうに感じているところでございます。とは言いながら、皆様、当然私も踏まえてこの結果を出したことに對して例年以上に重い責任を背負っていただかなければならない。我々経営者としても今まで以上に生産性を向上してまいります、働く方々にとっても今まで以上に仕事においても、パフォーマンスも十分発揮して、生産性を向上して、付加価値を出していただく必要があると思います。その辺も十分認識をしていただいて、この金額をなんとか埋めていかなければならない。皆さんが共通認識、共通課題としてやっていかなければならないかなと思っております。

また、昨年以上のアップとなりました。この影響率もこれまで以上に高くなって、引き上げによる直接的な影響を受ける地域の中小企業、小規模事業者が増加することになる。増額による地域に与える影響を最小限に留める必要もありますので、そこに対応していくためには、今回の議論で、当県だけではなく全国的にも今回議論に上がっていた中小企業、小規模事業者の価格転嫁がなかなかできないという部分は、今年以上に大きなキーワードであったようにも感じております。その中でも価

格転嫁ができていない企業でも、労務費を含めた価格転嫁というのは実際なかなかできていない。

さらにそれが進むという中で、まず一つ目といたしましては、毎年言っておりますけれども、官民挙げて取引価格の適正化への取り組みの推進ではなく、本気で取り組んでいただくようにはお願いしたい。

二つ目は、中小零細企業への更なる生産性向上への支援策の強化。

三つ目としましては、絞り出して絞り出して賃上げをしていただく事業者への支援の強化。毎年、事務局さんが業務改善助成金とおっしゃっていただくのですが、使い勝手をよくすることも含めて更なる支援もお願いしたい。

四つ目としては、専門部会でも申し上げましたが、コロナのゼロゼロ融資の返済も始まっており、中小企業、小規模事業者が余計に打撃を受ける中で、資金繰りの支援強化というのも必要ではないかと感じております。

また、これだけ最低賃金が上がってきますと、いわゆる非正規の方々の年収の壁という部分もキーワードにあがったかなというところがございます。年収の壁、これは厚労省だけでは解決できない話ですが、省庁をまたいで、年収の壁の議論はされてくるとは思いますけれども、さまざまな制度に関する抜本的な見直しも考えていく必要がある。

六つ目としては、今回も議論には上げさせていただきましたけれども、実現にはいたらなかった。先程の年収の壁にもリンクしてくるのですが、発効日をこの10月1日にこだわらず1月への後ろ倒しの検討もそろそろ必要になってくる。

七番目といたしましては、昨年も言いましたが、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁が進むよう、発注元に対する指導をより一層強く要望をしたいなというふうに思っております。

また、生産性向上の支援については、多くの企業が各種の助成金等を受給できるように、これは事務局さんサイドであろうと思いますが、省庁を跨いで総合的に取り組むよう更なるお願いをしたい。また、昨年も申し上げましたが、既に実施されております各種支援策がございます。そこを改めて検証効果把握し、より実効性のある支援が継続してはかれるよう強く要望をしたいなというふうに思っております。

話は変わりますが、昨年この場で申し上げたと思いますが、残念な話ではございますが、昨年に続いてですが、公正公平である立場の公益の委員の一部の委員による不適切な発言について、非常に遺憾であります。委員は当然でございますが、



任命をされておられる事務局にも任命責任を強く感じていただいて、公益委員の任命については特に慎重にお願いをしたいなと思っております。

最後になりますが、いずれにしても本日決定をされました内容というのは、これは十分受け止め、発効日以降は当然遵守し、先程も申し上げましたが更なる企業の生産性を行って、事業活動に繋げていきたいと考えておるところでございます。当然ではございますが、労使が一体となって取り組んでいく必要がありますので、労働側の皆様も一層のご協力をご支援をお願いしたいなというふうに思っております。

最後になりますが、特にこの一週間色々ございました。今日も含めて。ご配慮いただきました事務局さんには、感謝も申し上げたいなと思っております。簡単ではありますが、本審の結果に伴う使用者側のコメントとさせていただきます。以上でございます。

(会長)

ありがとうございました。

では、引き続きまして労働側の委員代表の方お願いいたします。

(伊藤委員)

委員の伊藤でございます。

少し振り返ってみますと、2020年以降、新型コロナウイルス感染症で人々の生活様式が大きく変わりました。しかし、ようやく今年の5月、新型コロナウイルスが5類に移行いたしまして、経済活動による消費マインドが、少し上向きになってきた状況での最低賃金の審議となりました。

今回、地域別最低賃金で労働側が主張してきたこととして、一つ目は、経済の事実的成長に向け人への投資が不可欠で、その重要な要素たる最低賃金の引き上げが必要であるということ。二つ目は、労働の対価としてふさわしいナショナルミニマムの水準にすべきこと。三つめは、地域格差を是正し、誰もが1,000円到達することを目指して主張をしてまいりました。

また今回、中央最低賃金審議会で各ランクの目安額が示され、地域において最高額のBランク40円でありました。物価上昇が続く実質賃金が14ヶ月マイナスの状況の中で、最低賃金近傍で働く労働者の暮らしを守るという観点では、十分とはいえないものであると考え審議をさせていただいたところでございます。

労使で最低賃金の引き上げについては、共に前向きでありましたが、互いが求めるものに隔たりがあり、全会一致ではありませんでした。そこには互いに強い思いがあり、労使で議論が尽くされたと思っております。

今後も地域において労使共通の思いを形にしていくことを進めてきたと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

最後になりますが、公益代表の皆様、使用者代表の皆様、事務局労働局の皆様に対しまして、心から感謝を申し上げます。

また、本年度の特定（産業別）最低賃金の審議におきましても引き続きよろしくお願ひいたします。以上です。

（会 長）

ありがとうございました。

最後に公益を代表いたしまして一言お礼を申し上げたいと思います。

本当にこの暑い中、今年は以前になく1回余分に5回の部会を開催させていただきました。先程、三好部会長からもご報告いただきましたように、労使それぞれの方のご意見をいただきながら審議を進めてまいりました。

しかし、残念ながら労使一致には至らず、公益裁定で使用者一部反対の賛成多数の議決となってしまいました。公益の力不足というところに対しては、お詫びを申したいと思います。

ただ、労使それぞれのお立場から、非常に厳しい状況が続く中、慎重に審議をいただきながら、相手方のことも思いながらの審議をしていただいたと私は感じさせていただいているところでございます。使用者側からは、中小企業に対する支援であるとか対策を希望いただきました。本当に中小企業に与える影響は大きなものだと感じております。また、労働者側からは、消費者物価高騰の中、家計に与える負担が大きくなっていく中での賃上げの要請をいただきました。それぞれのお立場からのお話ですので、その中で使用者側からも一部賛成をいただいたのは、大きな成果ではなかろうかと思っております。苦渋の決断をいただいたことに対しては、感謝をいたしている次第でございます。

いずれにしろ、決まった本年の三重県最低賃金については、これから遵守いただきまして、労使それぞれ、企業の発展に繋げていただければ幸いと思っております。

最後になりますけれども、専門部会を取り仕切っていただきました三好部会長を始め、労使それぞれの委員の皆様、今年は非常に事務局にもご足労をいただきました。改めまして感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

他、公益委員の先生方何かございますか。

では、これもちまして、議事の（1）を終了させていただきます。

(2)三重県特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

（会 長）

それでは、次の議題に移らせていただきます。「三重県特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について」でございます。

これまで、小委員会において、ご審議いただき決議されたことを報告させていただきそのあと皆様にお諮りいたします。

事務局のほうから、（2通の）報告書を読み上げていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

（指導官）

それでは、議事次第に添付しております報告書2通を読ませていただきます。

— 指導官、（2通の）報告書を読み上げ —

（会 長）

ありがとうございました。

この報告書について、何かご意見ございましたら承ります。

はい。

（佐橋委員）

すみません。労働者側委員の佐橋でございます。

今回の特定（産業別）最低賃金の小委員会の決定については、非常に強く抗議をさせていただきたいというふうに思っております。

言いたいことは、三点でございます。

まず、一つ目としては、公益側の方が、本当に当該産業の労働者の思いを理解して必要性なしと判断したのか。この点が非常に疑問でございます。

また、数年ぶりの申し入れだからこそ、労使のイニシアティブが取れているというのを理解していないんじゃないかと考えられること。

三つ目として、当該産業の労使間で必要性有無というのを審議できる環境を整えるべきなのではないか、というところでございます。

確かに、当該産業からは、洋食器・刃物・手道具は8年振り、一般機械に関しては、20年振りの必要性の申し入れを行いました。この間、色々とありましたが人員確保の面で大きな変化があり、当該産業の人出不足が非常に深刻だということでございます。そのようなこともあって、労働者側は、特定（産業別）最低賃金の再設

定が必要と考え、団結と連帯のもと、今回協定書を提出して申し入れに至った訳でございます。これは、第2回の本審でも伝えさせていただいております。

しかし、小委員会の審議結果を伺う限り、使用者側だけでなく、公益側からも必要性なしと判断がされていると伺っております。本来であれば、第2回の本審の内容も踏まえて、必要性ありと判断するべきところをほとんどの委員が必要性なしと判断をしたと伺っております。これは、当該産業に対して、人出不足もやむなし、衰退しても仕方がないと公益が判断したと捉えられても仕方がないのではないのでしょうか。

また、一部の委員の方から労使のイニシアティブが取れているのかという指摘があったとも伺っております。私共、当該産業に関しては、この取り組みをリスタートさせるにあたって、労使間がしっかりと議論して、そして協定書を提出というふうになっております。労働者側が勝手に出すということはありません。労使間で提出することを承諾をしている書面というのも多数頂戴をしております。協定書の中にも提出書を提出するとはっきり書いて労使間でサインをしているという状況です。そういう意味では、今回労使のイニシアティブが取れているのかというところは、しっかりと取れていると考えております。そういう意味では、公益側も含めて丁寧なヒヤリング等を行ったとは思われない。言い過ぎかもしれませんが、勝手な決めつけ、結論ありきで会話をしていたのではないかというふうに当該産業の労働者は思うわけでございます。

この決定について、当該産業の労働者側からは、使用者側の人出不足が深刻というのであれば、むしろ賃金を上げる決定をして欲しかったし、公益側は一回現場で働いて、当該産業がどういう労働環境でどういう思いで働いているのか知ってほしいという強い厳しい意見が出ております。また、当該産業の代表者達から、このままでは終われない。来年もこの活動を続けて、同じように申出書を出して、認めてもらうまでは活動を続けるという非常に強い思いを持っております。

今後、特定最低賃金の必要性というのは、他県でとられているような当該産業の労使を参考人と呼んで、その場で丁寧にヒアリングをすることや、当該産業の労使間で必要性の有無まで決めてそのうえで審議に入るといった抜本的な改革が必要であり、今回の決定をどうしても受け入れなければならないというのであれば、次年度に向けて審議方法の変更等検討をしていただくと、この場で約束をして欲しい。それくらいの思いでございます。今後、特定最低賃金の在り方も色々あると思いますが、是非ですね、そういった今回の決定に対する当該産業の思いに関しては、し

っかり議事録にも残して、今後1年かけてしっかりと議論をしていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

(会 長)

只今、労働者委員の貴重なご発言をいただきました。意見として承りたいと思います。他、何かご意見ございませんでしょうか。

それでは、小委員会の報告を元にして、委員の皆様にお諮りをし、賛否をいただき、最終的に決定させていただくことにいたします。

必要性ありの報告書の内容で賛成の方、挙手をお願いします。

— 全員挙手 —

はい、ありがとうございました。

採決の結果、必要性ありの報告書の内容に全員賛成です。

よって、電線・ケーブル製造業、電気機械器具製造業及び輸送用機械器具製造業の特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の「有」と決定したいと思います。

なお、小委員会報告により、洋食器・刃物・手道具・金物類製造業、一般機械器具製造業の特定（産業別）最低賃金の改正決定につきましては、必要性の「無」となっておりますので、そのようにさせていただきたいと思います。

それでは、事務局で答申文の準備をお願いいたします。

— 事務局答申文（案）（2通）準備 —

— 答申文（案）（2通）各委員に配布 —

(会 長)

大変、長らくお待たせをいたしました。

只今、（2通の）答申文（案）を配布していただきました。

それでは答申文（案）を朗読していただき決定をすることにしたいので、事務局のほうよろしく願いします。

(指導官)

それでは答申文（案）を読み上げさせていただきます。

— 指導官、答申文（案）（2通）を読み上げ —

(会 長)

ありがとうございました。

只今の答申文（案）につきまして、何かご意見はございますでしょうか。

特にないようですので、（２通の）答申文（案）の（案）を取っていただきまして、このように決定することといたします。

これを局長に答申させていただきます。

— 会長から局長に答申文（２通）手交 —

(3) 特定（産業別）最低賃金の改正決定について（諮問）

(会 長)

それでは、次の議題であります３番目、「特定（産業別）最低賃金の改正決定について」でございます。事務局からお願いします。

(室 長)

只今、会長から答申をいただいたところでございますが、「特定（産業別）最低賃金の改正決定について」諮問をさせていただきたいと思っております。

— 局長から会長に「諮問文」を手交 —

— 事務局にて「諮問文（写）」配布 —

(会 長)

只今、諮問文（写）を配布していただきました。

それでは、事務局のほうで諮問文の朗読をお願いします。

— 指導官、諮問文を読み上げ —

(会 長)

はい、ありがとうございました。

只今、３業種について、改正に係る諮問をお受けしたというところでございます。この件について、何かご質問またはご発言等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(4) 特定（産業別）最低賃金の改正決定に係る調査審議の進め方について

(会 長)

それでは、次の議題に移ります。

議題の4番目、特定（産業別）最低賃金の改正決定に係る調査審議の進め方について事務局から説明をお願いします。

(室 長)

只今、特定（産業別）最低賃金の改正決定の諮問をさせていただきましたので、最低賃金法第25条第2項の規定により、最低賃金審議会に専門部会を設置し、改正の決定について調査審議を進めていただくこととなります。

委員の推薦につきましては、本日8月7日に、委員の推薦公示を行い、推薦期間は8月25日（金）までとさせていただきますと思います。

また、公益委員の方々には、私どものほうから委嘱のお願いをしますその節はよろしく願いいたします。

併せて、最低賃金の決定について諮問した場合は、審議会が関係労働者及び使用者の意見を聴く旨及び意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を提出すべき旨の意見聴取に係る公示も同様に「本日公示し、8月25日締切り」を進めたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

(会 長)

ありがとうございました。

例年のように各産業に関連した業種を代表する方を推薦していただくことになっておりますのでよろしく願いいたします。

このことに関連して事務局から連絡事項等はございますか。

(指導官)

第1回特定（産業別）最低賃金専門部会につきましては、開催日は9月14日（木）、場所は地下会議室を予定しておりますので、日程調整のほう、よろしく願いいたします。

(会 長)

先程、第1回特定（産業別）最低賃金専門部会につきましては、9月14日（木）を予定しているということでございます。日程調整をよろしく願いいたします。

(5)その他

(会 長)

「その他」、事務局のほうで何かございますでしょうか。

(指導官)

三重県最低賃金額の改正につきましては、本日の答申、公示等を三重労働局のホームページへの掲載などによりまして、周知に努めて参りたいと考えておりますので、委員の皆様におかれましても、ご協力いただければと思います。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

(会 長)

他に、委員の皆様、ご意見等がございますでしょうか。

無いようでございますので、以上をもちまして、本日予定しておりました議題はすべて終了させていただきました。

先程、専門部会の日程もありましたように、今日、三重県最低賃金の改正決定を受けて、次は特定（産業別）最低賃金の審議の方に移ってまいることになると思います。委員の皆様には、引き続きご理解ご協力を賜りまして慎重に審議を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

非常に延長、お昼を超えての会議となってしまいましたことを改めてお詫び申し上げます。本日の審議会を終了させていただきたいと思います。最後まで、本当に熱心なご審議をありがとうございました。

( 皆 )

ありがとうございました。

以上